

不服申立て事案答申第 136 号の概要について

1 件名

請求者／法人の手書き納付書使用で納付以降で県税収納担当が保持する文書の不開示（不存在）決定に関する件

2 事案の概要

審査請求人は、平成 30 年 8 月 29 日付けで愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき「平成 30 年度(H29.1/1～同 12/31)に係る請求者/法人の手書き納付書使用で H○. ○. ○納付以降で県税収納担当が保持する文書」（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）について自己情報開示請求を行った。

これに対し、愛知県知事（以下「知事」という。）が平成 30 年 9 月 11 日付けで本件請求対象保有個人情報は存在しないとして不開示決定をしたところ、審査請求人は、「愛知県が作成した県税第六号様式なので作成と取得無しとは信じ難い。法人県民税（提出用）上段には納税義務者名と県税事務所長名有。保存文書はある筈^{はず}。」とする審査請求を行った。

3 実施機関の不開示決定の理由

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件開示請求書の氏名欄には、「○○有限公司 事業主・○○」と記載されており、当庁が「○○有限公司」（以下「本件法人」という。）を調査したところ、本件法人が平成 29 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの事業年度分の法人県民税を平成○年○月○日に納付していることが判明した。また、本件法人が、本件法人の所在地を管轄している愛知県○○県税事務所長（以下「管轄県税事務所長」という。）に提出した法人設立・事務所等設置報告書を確認したところ、法人代表者が審査請求人であった。

よって、本件請求対象保有個人情報は、法人代表者である審査請求人が手書きの納付書を使用して「平成 29 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの事業年度分の本件法人に係る法人県民税」（以下「本件法人県民税」という。）を納めた平成○年○月○日以降のもので、愛知県総務局財務部税務課（以下「税務課」という。）又は県税事務所が保有している、本件審査請求人が当該法人県民税を納めたことが分かる文書であると解する。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

ア 法人県民税については、県内に事務所や事業所などがある法人に課税される税金で、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 23 条第 1 項第 1 号に基づき課される均等割及び同項第 3 号に基づき課される法人税割から構成されており、その納

税義務者は同法第 24 条第 1 項第 3 号に規定する県内に事務所又は事業所を有する法人とされている。

イ 法人県民税の納付については、愛知県県税条例（昭和 25 年愛知県条例第 24 号。以下「県税条例」という。）第 42 条の 16 の規定に基づき、法人税法（昭和 43 年法律第 34 号）第 74 条第 1 項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、申告書（地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）第 6 号様式）を知事に提出するとともに、申告した法人県民税を納付しなければならないとされている。

また、県税条例第 4 条第 1 項の規定により、知事は、県税の賦課徴収に関する事務について、県税の納税地を管轄する県税事務所の長に委任しており、本件では、管轄県税事務所長が本件法人に対して本件法人が提出等すべき申告書及び領収済通知書、納付書（地方税法施行規則第 12 号の 2 様式）並びに領収証書からなる 3 枚複写式の用紙を発送している。

ウ 法人から法人県民税が納付された場合、領収済通知書については、納付先の金融機関から愛知県名古屋東部県税事務所（以下「名古屋東部県税事務所」という。）の収納管理課に送付される。

法人が法人県民税を納めたことが分かる文書については、上記の名古屋東部県税事務所の収納管理課に保管されている領収済通知書があるが、当該領収済通知書に法人代表者の氏名等の個人情報に記載されることはない。念のため本件法人に係る領収済通知書を確認したところ、本件法人が平成〇年〇月〇日に本件法人県民税を納付していることは確認できたが、本件法人の所在地及び法人名は印字されているものの法人代表者である審査請求人個人に係る情報は記載されていなかった。

エ 本件開示請求に係る保有個人情報については、前記ウのとおり、審査請求人を代表者とする法人に係る情報は保有しているが、法人代表者である審査請求人自身の個人情報は保有していない。

(3) 以上のことから、本件請求対象保有個人情報を作成又は取得していないため、不存在による不開示決定をしたものである。

4 審議会の結論

本件請求対象保有個人情報の自己情報開示請求について、不存在を理由として不開示としたことは、結論において妥当である。

5 審議会の判断要旨

(1) 本件請求対象保有個人情報について

ア 実施機関によると、本件法人県民税は平成〇年〇月〇日に納付されているとのことである。

当審議会において、実施機関から提出された本件法人が管轄県税事務所長に提出した、法人を設立した場合又は愛知県内に事務所等を新たに設置した場合に提出することとされている法人設立・事務所等設置報告書を確認したところ、同報告書の「法人名称」欄には本件法人の法人名が、「代表者名」欄には審査請求人の氏名が記載されていることが認められた。

イ よって、自己情報開示請求書の内容を基本として、審査請求書及び審査請求人が実施機関に提出した反論書並びに実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象保有個人情報、審査請求人が代表者である本件法人について、手書きの納付書を使用して本件法人県民税を納めた平成〇年〇月〇日以降のもので、税務課又は県税事務所が保有している、本件法人県民税を納めたことが分かる文書と解される。

(2) 本件請求対象保有個人情報を不開示としたことについて

ア 実施機関によると、法人が法人県民税を納めたことが分かる文書については、納付先の金融機関から名古屋東部県税事務所の収納管理課に送付される、領収済通知書があるとのことである。

また、当審議会において実施機関から説明を聴取したところ、法人県民税の申告書である地方税法施行規則第 6 号様式のものと同納付書、領収証書及び領収済通知書からなる 3 枚複写のものが一連となった用紙に、法人名、所在地、事業年度等を印字した上で送付しているとのことである。

イ そこで、当審議会において実施機関から提出された名古屋東部県税事務所で保管されている本件法人県民税に係る領収済通知書（以下「本件領収済通知書」という。）を確認したところ、本件領収済通知書の「法人県民税」欄の「均等割額」及び「計」に手書きで金額の記載とともに、「合計額」欄には同じく手書きで金額の記載があることが認められた。

また、本件領収済通知書の「領収日付印」欄には、平成〇年〇月〇日付けで領収したことを示す押印がされており、本件法人が同日に本件法人県民税を納付していることが認められた。

加えて、本件領収済通知書には、法人の所在地及び法人名が記載されていることが認められたが、法人代表者である審査請求人個人に係る情報の記載は認められなかった。

ウ 審査請求人は、「法人イコール事業主個人とみなせる納税行為（徴税側から提供の納付書へ空欄だった税額記入のみでも）での当該文書は開示対象とすべきである。」と主張している。

条例第 15 条第 1 項は、条例により開示を請求することができるものは、自己を本人とする保有個人情報に限られ、個人情報でないものを請求することはできないことを規定している。

法人税法第 74 条第 1 項は、内国法人は各事業年度終了の日の翌日から 2 月以内

に税務署長に対し申告書を提出しなければならない旨規定し、県税条例第 42 条の 16 は、法人税法第 74 条第 1 項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、申告書を知事に提出するとともに、申告した県民税額を納付しなければならない旨規定している。よって、法人県民税の納付を義務付けられているのは法人であることを踏まえると、法人が法人県民税を納めたことが分かる文書として名古屋東部県税事務所で保管されている領収済通知書は、法人固有の情報であると認められ、個人を本人とする保有個人情報に該当しないと認められる。

エ 本件領収済通知書には審査請求人の氏名その他審査請求人個人を識別することができる情報の記載は認められず、また、法人が法人県民税を納めたことが分かる領収済通知書は当該法人固有の情報であることからすれば、本件法人県民税を納めたことが分かる文書は、本件法人に係る情報であって、審査請求人を本人とする保有個人情報であるとは認められず、条例による開示請求の対象とはならない。

オ 前記アからエまでからすれば、本件開示請求は、審査請求人本人に係る保有個人情報の開示を求めるものではないと認められる。

カ 一方、実施機関において、本件領収済通知書の他に、本件請求対象保有個人情報として特定すべきものを保有していると認められる事情はない。

キ よって、実施機関は、開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められない。

ク 以上を踏まえて検討すると、本件不開示決定において、その理由を「開示請求に係る保有個人情報を作成又は取得していないため」としたことは正確な記載とはいえ、開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由として、「開示を求める法人県民税の領収済通知書は、条例第 15 条第 1 項の「自己を本人とする保有個人情報」に該当せず、その他には開示請求に係る保有個人情報を作成又は取得していないため」などと記載すべきであったと考えられる。

しかしながら、いずれにしても開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないことには変わりはないため、本件請求対象保有個人情報を作成又は取得していないとして不開示としたことは、結論において妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象保有個人情報を不開示としたことについては前記(2)で述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。